

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社インターアクション			コード	7725
提出日	2025/8/8	異動（予定）日	2025/8/22		
独立役員届出書の提出理由	2025/8/22に開催される定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）												異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	織田 友理子	社外取締役	○												○		有
2	穴戸 英樹	社外取締役	○												○		有
3	荒木 昇	社外取締役	○												○	新任	有
4	植田 祥裕	社外取締役	○												○	新任	有
5	田代 芳英	社外監査役	○												○		有
6	山崎 哲央	社外監査役	○										○				有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	—	直接会社経営に関与された経験はありませんが、複数の法人の代表を務めております。難病患者として新薬開発制度の問題に、重度障害者の車椅子利用者としてバリアフリーの推進に取り組むなど、積極的な社会活動を行っております。これらの活動は国の省庁から表彰を受ける他、海外団体からも助成を受けるなど、国内外で高く評価されております。同氏の女性としての視点や幅広い経験から、当社のコーポレート・ガバナンスの強化が図られることを期待し、引き続き社外取締役として選任しております。また、同氏と当社との間には資本関係・取引関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから、同氏を独立役員として指定しております。
2	—	直接会社経営に関与された経験はありませんが、米国においてバイオ医薬品の開発に従事する企業に所属しており、医学、ロボット、AI、機械学習、大規模言語モデルに精通されております。こうした先端分野に関する知見や国際的な視点を通じて、当社のコーポレート・ガバナンスの強化が図られることを期待し、引き続き社外取締役として選任しております。また、同氏と当社との間には資本関係・取引関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから、同氏を独立役員として指定しております。
3	—	直接事業会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士、税理士、株式会社KPMG FASでの経験から、財務、会計の分野における高い見識を有しております。同氏の豊富な経験と幅広い見識から、当社のコーポレート・ガバナンスの強化が図られることを期待し、社外取締役として選任しております。また、同氏と当社との間には資本関係・取引関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから、同氏を独立役員として指定しております。
4	—	上場企業において、海外駐在をはじめ、経理財務、法務など管理業務全般に携わるとともに、経営に関与してこられました。同氏の豊富な経験と幅広い見識から、当社のコーポレート・ガバナンスの強化が図られることを期待し、社外取締役として選任しております。また、同氏と当社との間には資本関係・取引関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから、同氏を独立役員として指定しております。
5	—	税理士資格を持ち、税務の専門家として豊富な経験と幅広い見識を監査体制の強化を図ることが出来ると判断し、社外監査役として選任しております。また、同氏と当社との間には資本関係・取引関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから、同氏を独立役員として指定しております。
6	当社は山崎哲央氏が現在代表を務める東京北辰法律事務所と法律顧問業務委託契約を締結しておりますが、その取引金額は10百万円未満であり、特別な利害関係を生じさせる重要性はありません。	弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外監査役として独立した客観的な立場から適切な判断を行い、監査体制の強化を図ることが出来ると判断し、社外監査役として選任しております。また、同氏と当社との間には資本関係はございません。同氏が代表を務める東京北辰法律事務所と取引関係はあるものの、その取引金額は10百万円未満であり、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないことから、同氏を独立役員として指定しております。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。